

# 鳥取県起業創業トライ補助金 の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (補助金採択者に別途通知する日まで)

○交付申請は、下記提出先は郵送又は持参してください。

提出  
書類

- 規則様式第1号(規則第5条関係)
- 様式第1号(第6条、第9条関係)
- 様式第2号(第6条、第9条関係)

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

- ※1 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。
- ※2 【交付決定後、事業の内容を変更・中止・廃止する場合】  
変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。変更・中止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 3. 進捗状況報告書提出

▶ **提出期限:各年度終了後、翌年度の4月20日まで**

○補助対象期間中、上述した期限までに進捗状況報告書を下記提出先に郵送または持参してください。

※**報告書の提出、検査をもって、各年度の補助金額の支払いを行います。**

提出  
書類

- 様式第5号(第10条、第13条関係)
- 様式第1号(第6条、第9条関係)
- 様式第2号(第6条、第9条関係)

## 4. 実績報告書提出

▶ **提出期限:補助対象期間終了から20日以内**

○実績報告書及びその他必要書類を下記提出先に郵送又は持参してください。

提出  
書類

- 規則様式第3号(第17条関係)
- 様式第1号(第6条、第9条関係)
- 様式第2号(第6条、第9条関係)

資料提出・問い合わせ先 商工労働部・産業未来創造課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話:0857-26-7690 メール:sangyoumirai@pref.tottori.jp